

東日本大震災被災者支援情報

▶復興住宅(災害公営住宅)に関する説明会を開催

市では、震災で住宅を失い、住宅の確保が困難な人たちを対象とした災害公営住宅を建設します。今回、その事業概要と入居資格や家賃などに関する説明会を開催します。

期日／2月24日(日)

場所／●県立東部図書館3階研修室 午前10時～ ●飯岡保健センター多目的ホール 午後2時30分～

対象／住宅が全壊、または大規模半壊・半壊で住宅の全部解体を余儀なくされた世帯のうち、住宅の確保が困難で災害公営住宅への入居を希望する世帯

注意事項／説明会への参加が入居につながるものではありません。また当日の入居募集もありません。

問財政課管財営繕班(☎62-5315)

▶国の被災者生活再建支援制度の申請期限が1年間延長されました

申請期限／●基礎支援金：平成26年4月10日(木) ●加算支援金：平成27年4月10日(金)

対象／住宅が全壊・大規模半壊と認定された世帯、または半壊で、倒壊による危険防止や、補修費が著しく高額になるなどの理由により、やむを得ず住宅を全部解体した世帯など
問企画政策課被災者支援室(☎62-5367)

3月17日(日)は千葉県知事選挙の投票日

～続いている あなたの一票 未来まで～

皆さんの貴重な一票で県政に参加しましょう。また明るく住みよいまちづくりに皆さんの意思を反映させるためにも、棄権しないで必ず投票に行きましょう。

▶選挙の日程は

〈投票〉

日時／3月17日(日) 午前7時～午後8時

場所／市内の各投票所

〈開票〉

日時／3月17日(日) 午後9時～(予定)

場所／旭市総合体育館

▶投票日に予定がある人は期日前投票などを

場所	区分	期間
市役所本庁	期日前投票 不在者投票	3月1日(金)～16日(土)
海上支所 飯岡支所 干潟支所	期日前投票	3月10日(日)～16日(土)

〈共通事項〉

時間／午前8時30分～午後8時

問旭市選挙管理委員会(☎62-5310・総務課庶務行政班内)

消費生活センター

ほっと通信 Vol.23

悪質業者についての情報提供制度

悪質な業者に行方を改めさせるため、国や都道府県に情報提供し、適切な措置を求めることができます。



特定商取引法で規定している取引において、事業者に違反行為がある場合、国や都道府県にその内容を申し出て、行政処分などの措置を求めることができます。

◆特定商取引法で禁止されている主な内容

- 断っているのに、しつこく何回も勧誘の電話をする。
- 勧誘目的であることを隠して、一般の人が自由に入りしない場所(事業者の事務所、ホテルの部屋や会議室、カラオケボックスなど)に誘い込んで勧誘する。
- 勧誘の前に事業者名や商品などの種類、勧誘が目的で

あることを告げない(無料点検と言って、実際は商品を売りつけるなど)。

●日常生活ではとうてい必要でない多量の商品などを売りつける。

●確実に利益が得られると誤解させる。

◆申出制度の流れ

前記のような違反行為があったときは、次の方法で行政処分などの措置を求めるすることができます。

①国や都道府県に申し出る

悪質な事業者の行為を改めさせ、同じような被害を防ぐために、国や都道府県に情報提供し、適切な措置を取るよう求めます。

②国や都道府県が調査する

申出書に記載されているような事実があつたかどうか、情報収集や調査を行います。

③特定商取引法に基づき適切な措置を講じる

事業者に業務停止命令などの行政処分を行います。

※申し出先などくわしいことは、消費生活センターに問い合わせてください。

◆個別のトラブルの解決は消費生活センターに相談を

この申出制度は、個別の被害の救済をするものではありません。契約解除や返金に関する相談など、契約後のトラブルだけでなく、契約前でも心配なことがあるときは、消費生活センターに相談してください。

問旭市消費生活センター(☎63-7272・相談直通電話(☎62-8019)